

## 施工等特記仕様書

### 1 一般事項

(1) 本事業の施工にあたっては、本特記仕様書及び仕様書(以下「仕様書等」という。)の定めによるが、仕様書等に記載されていない事項は、「東京都電気設備工事標準仕様書」(以下「標準仕様書」という。)の関係項目に準じた取扱いとする。なお、標準仕様書を適用すべきか否か、また、その解釈に疑義が生じた場合は、区に確認のうえ判断すること。

(2) 乙は、「受注者提出書類処理基準(新宿区総務部施設課)」(以下「処理基準」という。)に定める書類のうち、以下の書類等を提出する。(電子データを提出する際には、専用のソフトウェア等で「マルウェア」がないことを確認したものを提出すること。)

ア 工事工程表 1部

イ 現場代理人及び主任技術者等通知書 1部

ウ 石綿含有建材の事前調査に係る書類 正副各1部

エ リサイクル計画書(「15 建設副産物の処理」で作成が必要となる場合) 1部

オ 機器承諾願 正副各1部

カ 工事完了届 1部

キ 試験成績書 1部

ク リサイクル報告書(「15 建設副産物の処理」で作成が必要となる場合) 1部

ケ 工事記録写真 2部

写真撮影は、工事写真帳として整理し、原則として工事完了検査日の7日前までに提出する。工事完了検査後、全ての写真を電子データ化し、C D-R 等の電子媒体で提出する。

コ 工事しゅん功図 2部

CADデータを提出する。データ形式は「jww」及び「PDF」の2種とする。またCADデータを「jww」以外で作成した場合、元の形式のデータも提出する。

サ 完成図書(取扱説明書、機器完成図、保証書等) 2部

シ 引渡書及び引渡品一覧表(引渡品がある場合) 正副各1部

ス 官公署届出書類(副本)(法令等で届出等を行った場合) 1部

セ その他監督員が指示するもの

(3) 乙は工事の施工にあたり、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、建設業法(昭和24年法律第100号)等に定める工事に関する諸法令を遵守するとともに、工事の円滑な進捗を図らなければならない。

(4) 乙は管理計画書に明示していない事項のうち、工事の性質上及び法律上必要と判断できる場合は、監督員と協議して施工する

(5) 管理計画書の内容に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で管理計画書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、乙は監督員と協議する。協議は、緊急の場合を除き書面により行う。また、監督員と協議した事項は、記録を作成する。

## 2 主任技術者及び監理技術者等

- (1) 乙は、建設業法第26条第1項に基づき、主任技術者を置く。
- (2) 乙は、契約金額が4,000万円（当該建設工事が建築一式工事のものにあつては8,000万円）以上となる場合、建設業法第26条第1項及び第3項に基づき、主任技術者を現場ごとに専任で置く。ただし、次の(3)に該当する場合は、専任の主任技術者に代え、専任の監理技術者を置くものとする。
- (3) 乙は、建設工事を施工するために締結した下請契約の契約金額（当該下請契約が2以上あるときは、それらの契約金額の総額）が4,500万円（当該建設工事が建築一式工事のものにあつては7,000万円）以上となる場合は、建設業法第26条第2項に基づき、監理技術者を置く。
- (4) 当該工事において、建設業違法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）を配置する場合、「新宿区が発注する工事における建設業法第26条第3項ただし書の適用に係る運用基準」による。
- (5) 標準仕様書「1.1.5」における現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者（以下「監理技術者等」という。）の変更は、原則として、病気及び退職等の理由により、就労できない場合等、監督員がやむを得ないと判断した場合によるが、途中交代又は専任から非専任を行う場合は工事の継続性及び工事の品質確保に支障がないよう、乙は、監督員と協議を行い承諾を得ること。
- (6) 監理技術者等が、技術研さんのための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は甲、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を得ていることを前提として差し支えない。
- (7) 監理技術者等は、腕章及び監理技術者資格者証（監理技術者講習修了履歴）等を携帯する。
- (8) 乙は、工事現場に監理技術者等の氏名、資格名及び資格者証交付番号を記載した標識を、公衆が見やすい場所に掲示する。

## 3 施工体制台帳及び 施工体系図

- (1) 建設業法第24条の8第1項及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第15条第1項で規定する施工体制台帳について、乙が建設工事を施工するために下請契約を締結したときは、その金額にかかわらず作成し、工事現場に備え置く。
- (2) 乙は作成した施工体制台帳の写しを監督員に提出する。
- (3) 乙は工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を監督員に求められた際には、速やかに応じる。
- (4) 建設業法第24条の8第4項及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第1項に規定する各下請人の施工の分担関係を表示した施工体系図について、乙はこれを作成し、当該工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に提示する。

(5) 乙は、施工体系図の写し及びその掲示状況の写真を監督員に提出する。

#### 4 事故発生時の措置

施工期間中、工事の実施に影響を及ぼす事故、人身に損傷を生じた事故又は第三者に損害を与えた事故が発生したとき、乙は直ちに応急措置等所要の措置を行う。この場合、事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について、速やかに監督員に報告する。

#### 5 補償

(1) 工事に伴う第三者への損害の補償は契約約款第27条の定めによるが、乙は損害が発生しないように努めるものとする。なお、損害が予想される場合は相手方の立会いの上、写真撮影等あらかじめ調査する。

(2) 道路の損害等について乙は道路管理者と協議して乙の負担にて復旧する。既存建築物、工作物その他工事中に損傷の恐れのあるものは、適切な方法で養生を行う。

#### 6 契約不適合等調査

ESCO設備の引渡し日から2年以内（設備機器本体等については1年以内）に区が契約不適合等調査（契約約款第32条に規定する契約不適合及び不具合の有無を確認するための調査をいう。）を行う場合は、乙は立会うものとする。

#### 7 関係者への広報等

(1) 工事の施工にあたって、乙は地域住民その他の関係者との間に紛争が生じないように努めるとともに、広報等が必要な場合は工事着工前に相当な期間をもって行う。

(2) 工事に関して、地域住民その他の関係者から説明を求められたり苦情があった場合、乙は直ちに対応し、誠意をもってその解決にあたる。

(3) 工事の施工上必要な地域住民その他の関係者との交渉は、乙の責任において行うものとし、あらかじめその概要を監督員に提出する。

(4) (1)から(3)までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認するなど明確にしておくとともに、その経過を遅滞なく監督員に報告する。

#### 8 区主催行事への協力

区が安全衛生パトロール等を行う場合、乙は立会い等の協力をおこなうものとする。

#### 9 工事現場の安全管理

(1) 乙は契約締結後遅滞なく、緊急時の連絡先を監督員に提出する。

(2) 乙は、夜間の現場の安全管理に特別に注意する。また、現場内外共に危険と認められる場所には、「注意」「危険」「通行禁止」等の標示を行う。

- (3) 工事車両の出入りに際して、乙は必ず専従員を配置して安全に誘導する。また、重量物の搬入に際しては、各官公庁の届出等を早めに行い、実施にあたっては、原則として監督員立会いのもとに行う。
- (4) 足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床の躯体側、外部側及び妻面について手すり、中さん及び幅木を設置することとする。また、足場の組立、解体又は変更の作業に係る業務を行う場合は、安全衛生特別教育規程に定める足場の組立等の業務に係る特別教育を修了した者又は足場の組立等作業主任者技能講習を修了した者等が行うこととする。
- (5) 乙は、別契約の関係乙の定置する足場及びさん橋の類を貸与及び借用する場合は、事前に関係乙と協議し、施工上の調整を図るものとする。
- (6) 高所作業を伴う施工は、労働安全衛生規則等を順守し、安全管理を徹底すること。
- (7) 高所作業においては、墜落制止用器具(平成31年厚生労働省告示第11号による)を使用すること。

#### 10 使用材料の品質等

- (1) 「材料検査実施基準(新宿区総務部施設課)」に基づき材料検査を行い、乙は合格した材料等を使用する。
- (2) 一般社団法人公共建築協会による「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」に基づく評価書の写しを添付した材料・機材等については、適合していると評価された「公共建築工事標準仕様書」に規定されている材料等として取り扱う。
- (3) 使用する各機器の容量及び能力以外の寸法、電気容量及び補機などの仕様が製作者により差異がある場合、乙はあらかじめ承諾函等により監督員の承諾を得るものとし、機器は監督員が承諾した後に制作すること。

#### 11 建設重機の使用

##### (1) 排出ガス対策型建設機械

ディーゼルエンジン出力が7.5～260kw(道路運送車両法による排ガス規制を受けている建設機械は除く。)で、以下に示す建設機械を使用する場合、乙は排出ガス対策が施されたものを使用する。

ア 発動発電機(可搬式・溶接兼用機を含む)

イ 空気圧縮機(可搬式)

ウ ホイールクレーン(ラフテレンクレーン)等

##### (2) 低騒音・低振動型建設機械

建設機械を使用する場合、乙は「低騒音・低振動型建設機械の指定に関する規程(平成9年建設省告示第1536号)」に基づき指定されている低騒音・低振動型建設機械を使用する。

## 12 新宿区環境マネジメントの取組み

区は新宿区環境マネジメントを構築し、区の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。乙は、業務管理や施工管理を行うにあたり、地球環境保全に十分配慮するものとし、「環境配慮調査票」を監督員に提出する。

## 13 室内空気汚染対策等

乙は、室内における揮発性有機化合物等の化学物質抑制対策を以下のとおり行う。

ア 内装仕上げに使用する材料は建築基準法施行令第20条の7第4項に定める材料(F

☆☆☆☆)とし、極力揮発性有機化合物等の含有量が少ないものを使用する。

イ 接着剤、塗料等を使用する際には、使用方法や塗布量を十分に管理し、適切な乾燥時間を確保する。また施工時、施工後の通風、換気を十分に行い、室内に放散したホルムアルデヒド等の揮発性有機化合物を室内に滞留させないようにする。

ウ 濃度測定実施の結果、厚生労働省の定める室内濃度測定指針値「室内空气中化学物質の室内濃度指針値について(通知) (平成31年1月17日 薬生発0117第1号)」を超過した場合は、当該内装仕上げの使用材料のSDS(安全データシート)等を、監督員に提出する。

エ 内装仕上げに使用する材料は、他の材料等からの揮発性有機化合物等の吸着を防止するため、十分な現場管理を行う。

オ 室内濃度測定を行う場合、別に定める「新宿区建築及び設備工事における揮発性有機化合物等濃度測定要領(新宿区総務部施設課)」により実施する。

## 14 建設副産物の処理

リサイクル計画及びリサイクル報告における手続

### (1) リサイクル計画書及びリサイクル報告書の作成等

ア 乙は、工事着手にあたり、リサイクル計画書を作成し、契約締結後に速やかに監督員に提出する。また、工事完了時に、リサイクル実施状況等について必要事項を取りまとめたリサイクル報告書を作成し、監督員に提出する。

イ リサイクル計画書及びリサイクル報告書の内容は、「【リサイクル計画書:添付書類一覧】」及び「【リサイクル報告:添付書類一覧】」のとおり。詳細は、「東京都建設リサイクルガイドライン(最新版)」(以下、「ガイドライン」という。)による。

ウ リサイクル計画書及びリサイクル報告書の様式は処理基準による。その他の様式はガイドラインによる。なお、ガイドライン中「施工計画書」とあるのは「リサイクル計画書」に読み替える。

### (2) 「建設副産物情報交換システム」(以下「COBRIS」(コブリス)という。)の活用

乙は、「【リサイクル計画書:添付書類一覧】」の「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」の作成が必要な場合は、COBRISの登録を行う。また、「再生資源利用計画書」及び「再生資源促進利用計画書」の作成時、変更時、工事完了時は、速やかにCOBRISに登録を行い、登録の都度「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を監督員に提出する。

**【リサイクル計画書：添付書類一覧】**

- ・産業廃棄物に係る許可書の写し

中間処理後に最終処分又はセメント等の建設資材の原料としての利用を行う場合は、「中間処理業者の取引先の収集運搬業者及び最終処分業者又はセメント工場棟の建設資材製造施設の許可証の写し」も併せて添付する。

- ・廃棄物処理委託契約書の写し(ガイドラインP14,P54,P80参照)

中間処理後に最終処分又はセメント等の建設資材の原料としての利用を行う場合は、「中間処理業者の取引先の収集運搬業者及び最終処分業者又はセメント工場棟の建設資材製造施設と締結している契約書の写し」を併せて添付する。

- ・運搬ルート図 (ガイドラインP14,P80,P81参照)

- ・マニフェストの様式(ガイドラインP14,P80,P81参照)

電子マニフェストの場合は、手続方法等の資料を添付する。

- ・有害物質等チェックリスト(ガイドラインP14,P80,P81参照)

ガイドラインで定める様式のほか、「有害物質等チェックシート(新宿区)」に代えることができる。

- ・下請契約書及び告知書の写し(ガイドラインP32参照)

乙が作成した当該工事における施工体制台帳の添付書類中、同意類の提出をもって兼ねることとする。

**【リサイクル報告書：添付書類一覧】**

- ・再資源化等報告書(ガイドラインP14,P31参照)
- ・再生資源利用実施書(ガイドラインP14,P17,P31,P108参照)
- ・再生資源利用促進実施書(ガイドラインP14,P17,P31,P108参照)
- ・工事記録写真

リサイクル計画に基づき撮影した建設副産物の発生状況、再使用・再生利用、適正処理等の状況について「新宿区工事記録写真撮影要領」に基づき作成する。(ガイドラインP12参照)作成したものは「6(2)イ工事記録写真」に綴じ込む。

- ・リサイクル阻害要因説明書(ガイドラインP14,,P108参照)

施工途中において、やむ得ず何らかの原因によりリサイクルが阻害された場合に作成し、提出する。工事しゅん功後、5年間保存

15 マニフェスト等による報告

(1) マニフェストの提示

乙は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)」に基づき、産業廃棄物管理票(以下、「マニフェスト」という。)を利用し、適正な運搬及び処理を行う。マニフェストのうち、乙(排出事業者)が保管すべきものについては、ファイルに整理し、施工中いつでも監

督員に提示できるようにする。

なお、電子マニフェストを利用する場合は、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営する情報処理センターから通知された処理結果について、排出事業者(乙)がプリントアウトしたものの写しを監督員に提示する。

## (2) 集計表の提出

乙は、マニフェストの枚数、産業廃棄物の数量、運搬日等を記録した集計表を作成し、監督員に提出する。

## (3) リサイクル伝票の提示

乙は、建設廃棄物を搬出する場合においてマニフェストを交付する必要のない品目(再生利用認定制度、個別指定制度等を利用して再利用する建設泥土等)については、「リサイクル伝票」(写しでもよい)を監督員に提示する。

## (4) リサイクル証明書の提示

乙は、建設廃棄物をセメント等の建設資材の原料として再利用する場合及び高炉還元等を行う場合には、セメント工場等の建設資材製造施設、製鉄所等が発行したリサイクル証明書(写しでも可)を監督員に提示する。

## (5) マニフェストの確認及び提出

乙は、廃棄物の運搬又は処理を委託する場合、マニフェストを活用し最終処分が確定したことを確認する。また、全て確認したマニフェストの写し(電子マニフェストを利用する場合は、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営する情報処理センターから通知された処理結果について、排出事業者(乙)が印刷したものの写し)を、監督員に提出する。

## 16 東京都環境物品等の調達推進

「東京都環境物品等調達方針(公共工事)(最新版)」に基づき、乙は、環境物品等(「特別品目」、「特定調達品目」、「調達推進品目」)の使用に努めること。契約締結後、速やかに環境物品等使用予定チェックリスト(都様式)を、その調達が完了したときは環境物品使用実績チェックリスト(都様式)を監督員に提出する。

## 17 石綿に係る事前調査

(1) 石綿含有建材の取扱い及び事前調査等は、「石綿処理に係る工事仕様書(新宿区総務部施設課)(以下「石綿仕様書」という。)」による。また、これにより難しい事項については、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル(厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課 環境省水・大気環境局大気環境課)(最新版)(以下「石綿マニュアル」という。)」による。なお、当該工事で事前調査の対象となる作業を実施する場合、事前調査を実施し、その結果について、石綿事前調査結果報告システムによる報告を行うこと。

- (2) 分析調査の方法は、「新宿区石綿分析調査実施基準」による。
- (3) 区は、乙の求めに応じて、事前調査に必要となる設計図書、分析調査結果等のうち、現存する文書を貸与する。また、区が過去に「一般建築物石綿含有建材調査者」の資格を持つ者に、建物全体の建材について目視可能な範囲で書面調査、目視調査を実施させ、調査結果(石綿含有建材一覧表、石綿含有建材位置図面、含有判断根拠資料等)を作成している場合、本工事前調査の参考資料として提供又は貸与するので、乙は、本工事前調査を行う者に確認させること。
- 当該調査を実施する区有施設における石綿含有建材の使用状況等は、事前調査の対象外であると想定している。
- (4) 乙及び事前調査を行った者は、書面調査及び目視調査により、建材の石綿含有が判明しない場合、監督員と協議を行い、分析調査の内容等を決定する。ただし、分析調査の内容及び石綿含有建材の有無は、以下の内容を想定しており、変更がない場合は協議を省略することができる。
- (5) 工事着手までに調査結果の報告書を監督員に提出し、説明を行う。また、建材に石綿が含有している場合又は石綿含有とみなして施工することとなった場合は、「石綿仕様書 2.3」により作成した施工計画書を併せて提出し、監督員の承諾を受ける。
- (6) 工事着手後、新たに石綿の使用が懸念される箇所を見つけた場合、乙は速やかにその旨を監督員に報告し、協議したうえで適切に対処するものとする。

## 18 石綿対処

### (1) 適用範囲

石綿含有建材はすべての種類の石綿及びその重量の0.1%を超えて含有する物をいう。

石綿含有建材の種類は、石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等、石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材で「石綿仕様書」及び「建築物の解体等に係る石綿(アスベスト)飛散防止対策マニュアル(東京都環境局)」による。当該マニュアルは「新宿区公式ホームページ」及び「東京都環境局公式ホームページ」に掲載されている最新版を参照すること。なお、既に封じ込まれている吹付け石綿等も、石綿含有吹付け材と同様の扱いとする。

(2) 除去した石綿含有建材の保管、運搬及び処分は、「東京都建築工事標準仕様書 第29章」による。

(3) その他、石綿含有建材の除去について「東京都建築工事標準仕様書 第29章」により難しい事項については、本特記仕様書のとおりとする。

### (4) 確認及び後片付け

すべての種類の石綿含有建材において、除去完了の確認を行う石綿等に関する知識を有する者等とは、「石綿仕様書 1.2(3)」に示す事前調査を行うことができる者又は当該作業の石



綿作業主任者とする。

(5) 石綿粉じん濃度測定

ア 石綿含有吹付け材(レベル1石綿含有建材)及び石綿含有保温材等(レベル2 石綿含有建材)の除去、石綿含有吹付け材及び石綿含有保温材等の除去工事を施工する場合は、以下の内容により石綿粉じん濃度測定を行うこと。ただし、「石綿マニュアル(4.8 石綿含有保温材等の切断を行わない除去作業に係る石綿飛散防止対策)」により、石綿含有保温材等を切断しないで除去する場合は、この限りではない。

詳細は「石綿マニュアル(5 隔離空間全体からの漏えい確認のための石綿濃度の測定等)」を参照すること。

イ 乙は、工事の場所の敷地の境界線のうちで、集じん・排気装置の排出口に最も近い場所を含む建築物その他の施設の周辺4方向の図示による場所について、作業前、作業中、作業後の浮遊石綿濃度を測定し、報告書を監督員に提出する。

測定方法は、原則として「アスベストモニタリングマニュアル」(第4.2版)(環境省水・大気環境局大気環境課)による。

※ 作業前の測定は、現場周辺のバックグラウンド濃度を把握するため実施する。

※ 作業中の測定は、除去工事の作業期間が6日を超える場合、6日ごとに1回以上行う。また、二区画以上の施工区画にわたって行われる場合、施工区画ごとに行う。

ウ 施工区画の隔離状況等を把握するため、次の地点及び作業時期において、浮遊石綿濃度を測定し、報告書を監督員に提出する。測定方法は、原則として「アスベストモニタリングマニュアル」による。

① 敷地境界(集じん・排気装置の排出付近を含む施設の周辺4方向の場所)

② 施工区画内

③ 施工区画直近の外周(前室の入り口、集じん・排気装置の排気口)

④ 作業中断時(休憩等で作業を中断したときや何日間か継続する作業において最終日以外の日の作業を中断したとき)

⑤ 集じん・排気装置の設置場所などの変更時に、フィルタの交換時及び粉じん・排気装置に衝撃を与えたとき

なお、④、⑤については、スモークテスター又は粉じん相対濃度計(デジタル粉じん計)で測定できるものとする。

19 電気設備に係る事項

(1) 電気工作物に係る工事においては、乙は電気保安技術者をおくものとする。また、電気事業法(昭和39年法律第170号)第38条第3項に定める自家用電気工作物に係る工事の場合、乙は電気主任技術者と連絡を密にしてその指示に従うこと。

(2) 搬出入及び揚重作業等の際は、機器及び建造物に必要な養生を行い、損傷等のないようにすること。また、損傷等を生じさせてしまった場合は、区の確認を得たのちに、速やかに乙側の

負担によって補修等の措置を行う。

- (3) 工事場所において施工に必要な、電気、ガス及び上水は区が支給する。
- (4) 工事完了時には、工事場所及びその周囲の清掃を十分に行うこと。
- (5) 本工事に伴う、官公庁等の各書類の提出は速やかに行うこと。
- (6) トランス・コンデンサー・蛍光灯安定器等が発生材として生ずる場合、PCB使用の有無を調査し、監督員に速やかに報告し、その取扱いについて指示を受けること。
- (7) イオン化式感知器が発生材として生ずる場合、乙は監督員に速やかに報告するとともに、その製造会社に引き渡す。なお、製造会社が不明等の理由により引き渡すことができない場合、公益社団法人日本アイントープ協会に引き渡す。
- (8) 蛍光灯、水銀灯が発生材として生ずる場合、廃蛍光管類処理事業者に委託しリサイクル処分を行う。
- (9) 産業用蓄電池の廃棄を広域認定事業者に委託した場合、産業廃棄物管理票の写しを提出する。
- (10) 小型充電式電池の廃棄を広域認定事業者(JBRC)に委託した場合、広域認定事業者への送付伝票の写し等を提出する。

## 20 その他注意事項

乙は、「新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例(平成8年新宿区条例第43号)」により喫煙が禁止されている区内全域の路上、公園(2,000㎡以上の一部のものを除く)における業務関係者の喫煙禁止を徹底し、条例違反とならない喫煙場所を選定するなど、必要な措置を講じなければならない。

## 21 施工条件等

- (1) 契約締結後速やかに監督員及び施設管理者と打ち合わせを行い、工程、作業時間、工事場所及び施設利用者の安全管理等を協議すること。
- (2) 火気には特に注意を払い、必要に応じて消火器等の消火設備を配置すること。
- (3) 工事期間中は、工事場所における工事関係者の入退を管理すること。
- (4) 工事場所においては、作業員は腕章等を身に着け、当該工事の関係者と判別できるようにすること。
- (5) 感染症対策については、監督員の指示による。
- (6) 疑義に対する協議等  
図面の内容に疑義が生じた場合、または現場の納まり等の関係で図面による判断が困難な場合は、監督員と協議すること。また、協議は緊急の場合を除き書面により行うものとし、緊急の場合についても、乙によって議事録を作成し、区の下承を得ること。
- (7) 労働安全衛生法に基づく労働災害防止処置等  
労働安全衛生法に基づく安全衛生責任者を選任した場合は、統括安全衛生責任者との連

絡を十分行うとともに、労働災害の防止に努める。

(8) 事故発生時の措置

工事施工中、工事の実施に影響を及ぼす事故、人身に損傷を生じた事故又は第三者に損害を与えた事故が発生したときは、直ちに応急措置等所要の措置を行う。この場合、事故発生の原因及び経過・事故による被害の内容等について、速やかに監督員に報告する。

(9) 安全設備

夜間は現場の安全管理に特別に注意する。また、現場内外共に危険と認められる場所には、「注意」「危険」「通行禁止」等の標示を行う。

(10) 車両誘導

工事車両の出入りに際しては、必ず専従員を配置して安全に誘導する。また、重量物の搬入に際しては、各官公庁の届出等を早めに行うこと。

(11) 作業足場

作業足場は原則手すり先行足場とする。手すり先行足場の設置が困難な場合は、作業の安全を確保できるものを使用すること。

(12) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)に規定する、ディーゼル車規制に適合する自動車とすること。なお、適合の確認のために当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質現象装置装着証明書等の定時又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。